

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成23年12月28日

【四半期会計期間】 第56期第3四半期(自平成23年8月21日至平成23年11月20日)

【会社名】 株式会社西松屋チェーン

【英訳名】 NISHIMATSUYA CHAIN Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 大村 禎 史

【本店の所在の場所】 兵庫県姫路市飾東町庄266番地の1

【電話番号】 079 (252) 3300 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 藤 田 正 義

【最寄りの連絡場所】 兵庫県姫路市飾東町庄266番地の1

【電話番号】 079 (252) 3300 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 藤 田 正 義

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第55期 第3四半期 累計期間	第56期 第3四半期 累計期間	第55期 第3四半期 会計期間	第56期 第3四半期 会計期間	第55期
会計期間		自 平成22年 2月21日 至 平成22年 11月20日	自 平成23年 2月21日 至 平成23年 11月20日	自 平成22年 8月21日 至 平成22年 11月20日	自 平成23年 8月21日 至 平成23年 11月20日	自 平成22年 2月21日 至 平成23年 2月20日
売上高	(千円)	90,267,943	91,090,225	32,619,023	32,283,858	117,871,361
経常利益	(千円)	7,474,411	5,380,026	3,444,760	2,343,789	8,397,838
四半期(当期)純利益	(千円)	4,278,424	2,627,912	1,981,044	1,297,455	4,755,156
持分法を適用した場合の 投資利益	(千円)	-	-	-	-	-
資本金	(千円)	-	-	2,523,031	2,523,031	2,523,031
発行済株式総数	(株)	-	-	69,588,856	69,588,856	69,588,856
純資産額	(千円)	-	-	47,615,589	49,124,048	48,135,832
総資産額	(千円)	-	-	72,057,987	71,663,467	67,327,443
1株当たり純資産額	(円)	-	-	700.95	727.76	708.64
1株当たり四半期 (当期)純利益金額	(円)	63.25	39.06	29.30	19.31	70.30
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)	63.25	-	-	-	70.30
1株当たり配当額	(円)	9.00	9.00	-	-	19.00
自己資本比率	(%)	-	-	65.8	68.2	71.2
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	5,199,908	1,888,877	-	-	1,619,213
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	722,244	759,547	-	-	1,307,822
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	1,636,950	1,742,317	-	-	1,683,645
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(千円)	-	-	27,778,687	22,952,732	23,565,720
従業員数 (外、臨時従業員の四半期 (年間)平均雇用人員数)	(名)	-	-	569 (3,228)	605 (3,432)	571 (3,139)

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、四半期連結経営指標等については記載しておりません。

3 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

4 第55期第3四半期会計期間および第56期第3四半期累計(会計)期間は、希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額は記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期会計期間において、当社が営んでいる事業の内容に変更はありません。また、当社は関係会社を有していません。

3 【関係会社の状況】

当社は関係会社を有していないため、該当事項はありません。

4 【従業員の状況】

提出会社の状況

平成23年11月20日現在

従業員数(名)	605(3,432)
---------	------------

(注) 1 従業員数は就業人員数であります。

2 従業員数欄の()は外書で、パートタイマー、アルバイトおよび派遣社員の当第3四半期会計期間の平均雇用人員数(1日8時間換算)であります。

第2 【事業の状況】

1 【販売実績】

当社の事業内容は、ベビー・子供の生活関連用品の販売事業の単一セグメントのみであり、区分すべき事業セグメントが存在しないため、商品別および地域別により記載しております。

(1) 商品別売上高

商品別	当第3四半期会計期間 (自平成23年8月21日 至平成23年11月20日)	
	金額(千円)	前年同四半期比(%)
子供衣料	13,357,069	99.0
育児・服飾雑貨	14,096,571	100.1
ベビー・マタニティー衣料	4,781,879	96.0
その他	48,337	72.4
合計	32,283,858	99.0

(注) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 地域別売上高

地域	当第3四半期会計期間 (自平成23年8月21日 至平成23年11月20日)					
	金額 (千円)	構成比 (%)	前年同四半期比 (%)	店舗数 (店)	店舗異動状況	
					新店(店)	退店(店)
北海道地区	1,311,615	4.1	101.9	36	2	-
東北地区	2,909,030	9.0	103.9	67	1	-
関東地区	9,260,128	28.7	99.5	217	2	-
中部地区	5,615,113	17.4	99.6	136	3	-
近畿地区	5,546,367	17.2	95.6	150	3	2
中国地区	2,048,228	6.3	99.2	53	1	-
四国地区	1,202,666	3.7	99.8	29	-	-
九州・沖縄地区	4,288,539	13.3	97.0	103	-	1
その他	102,167	0.3	108.4	-	-	-
合計	32,283,858	100.0	99.0	791	12	3

(注) 1 その他はインターネット販売によるものであります。

2 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2 【仕入実績】

当社の事業内容は、ベビー・子供の生活関連用品の販売事業の単一セグメントのみであり、区分すべき事業セグメントが存在しないため、商品別により記載しております。

商品別	当第3四半期会計期間 (自 平成23年8月21日 至 平成23年11月20日)	
	金額(千円)	前年同四半期比(%)
子供衣料	9,117,400	120.7
育児・服飾雑貨	9,976,456	97.1
ベビー・マタニティー衣料	2,889,379	119.1
その他	36,969	80.0
合計	22,020,205	108.5

(注) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

3 【事業等のリスク】

当第3四半期会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

4 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等はありません。

5 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

当第3四半期会計期間におけるわが国経済は、3月11日に発生した東日本大震災及び原子力発電所事故の影響、加えて欧米経済の停滞や信用不安が増したことにより、それまでのアジア向けの輸出の増加や景気対策効果による緩やかな回復基調から一転、先行き不透明感が増す状況となりました。

このような中で、当社は当第3四半期会計期間においても郊外を中心に12店の新規出店を行い、さらなる店舗網の拡充を図ると同時に、商品の品揃えにおいてさらに他社との差別化を図るため、12店のうち10店については売場面積を300坪型とし、店舗の大型化に継続して取り組んでまいりました。この結果、当第3四半期会計期間末の店舗数は791店舗となっております。

商品別の売上高の動向におきましては、衣料部門は、ベビー・子供の肌着やパジャマなどの実用衣料は比較的堅調に推移しましたが、マタニティ用品は不振となりました。また、アウトウエアにおいては気温の低下が遅れたことなどにより秋・冬物商品の立ち上がりが遅れ、苦戦する結果となりました。一方、雑貨部門は、大型育児用品において自社開発のベビーバギーが好調でしたが、ベビーラックなどでやや苦戦する結果となりました。

売上総利益におきましては、売上面での伸び悩みや、衣料品を中心に中国からの輸入商品の調達コストが上昇したことや晩期在庫処分の値下げが増加したことなどで売上総利益率が低下したこともあり、前年同期比で93.4%となりました。

販売費及び一般管理費におきましては、継続して固定費の削減に取り組んでまいりました。

以上の結果、当第3四半期会計期間の売上高は322億8千3百万円（前年同期比99.0%）、営業利益は22億7千1百万円（前年同期比67.1%）、経常利益は23億4千3百万円（前年同期比68.0%）、また四半期純利益は減損損失2千万円を特別損失に計上した結果、12億9千7百万円（前年同期比65.5%）となりました。

なお、当社の事業内容はベビー・子供の生活関連用品の販売事業の単一セグメントのみであるため、セグメントごとの業績の状況の記載を省略しております。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期会計期間末における総資産は716億6千3百万円と前事業年度末から43億3千6百万円の増加となりました。これは、主に商品が35億7千6百万円増加したことや有形固定資産で5億7千1百万円増加したことなどによります。

当第3四半期会計期間末における負債は225億3千9百万円と前事業年度末から33億4千7百万円の増加となりました。これは、主に支払手形及び買掛金が25億3千7百万円増加したことや資産除去債務が7億7千2百万円増加したこと、納税により未払法人税等が5億6千1百万円減少したことなどによります。

当第3四半期会計期間末における純資産は491億2千4百万円と前事業年度末から9億8千8百万円の増加となりました。これは、主に四半期純利益26億2千7百万円による増加の一方、配当金の支払12億8千万円及び自己株式の取得2億9千9百万円があったことなどによります。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

当第3四半期会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は第2四半期会計期間末に比べ11億4千万円増加し、229億5千2百万円となりました。

当第3四半期会計期間における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第3四半期会計期間における営業活動による資金は、17億8千9百万円の増加（前年同期比12億3千9百万円減）となりました。これは、主に税引前四半期純利益が23億2千2百万円増加したことおよび仕入債務が21億2千4百万円増加した一方で、たな卸資産が18億4千万円増加したことおよび法人税等の支払額が12億7千3百万円あったことによります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第3四半期会計期間における投資活動による資金は、9百万円の増加（前年同期比4億6千7百万円増）となりました。これは、建設協力金及び敷金・保証金の回収による収入が3億2百万円あった一方で、新規出店等に伴う有形固定資産の取得による支出が1億2千7百万円、建設協力金及び敷金・保証金の差入による支出が1億6千5百万円あったことによります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当第3四半期会計期間における財務活動による資金は、6億5千8百万円の減少（前年同期比1千万円減）となりました。これは、主に配当金の支払いによる支出が6億4百万円あったことによります。

(4) 事業上および財務上の対処すべき課題

当第3四半期会計期間において、当社が対処すべき課題に重要な変更および新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

特記すべき事項はありません。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期会計期間における設備の異動は、下記「(2) 設備の新設、除却等の計画」の、およびに記載したほか特記すべき事項はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

第2四半期会計期間末において、計画中であった設備の新設、重要な拡充のうち、当第3四半期会計期間に完成したものは次のとおりであります。

事業所名	区分	内容	投資金額 (千円)	完成又は取得年月	備考
三原円一店 (広島県三原市)	賃借	建設協力金、敷金・保証金 および設備造作等 (売場面積 993㎡)	32,182	平成23年9月	新設
伊丹荒牧店 (兵庫県伊丹市)	賃借	敷金・保証金および設備造作等 (売場面積 839㎡)	9,100	平成23年9月	新設
千歳店 (北海道千歳市)	所有	土地、建物および設備造作等 (売場面積 963㎡)	290,263	平成23年9月	新設
上尾西店 (埼玉県上尾市)	賃借	建設協力金、敷金・保証金 および設備造作等 (売場面積 864㎡)	30,340	平成23年9月	新設
宇治大久保店 (京都府宇治市)	賃借	敷金・保証金および設備造作等 (売場面積 992㎡)	9,550	平成23年9月	新設
寒河江店 (山形県寒河江市)	賃借	敷金・保証金および設備造作等 (売場面積 1,107㎡)	9,890	平成23年9月	新設
渋川店 (群馬県渋川市)	賃借	建設協力金、敷金・保証金 および設備造作等 (売場面積 977㎡)	24,770	平成23年9月	新設
札幌発寒店 (札幌市西区)	賃借	建設協力金および設備造作等 (売場面積 963㎡)	46,058	平成23年10月	新設
伊東店 (静岡県伊東市)	賃借	建設協力金および設備造作等 (売場面積 980㎡)	20,170	平成23年10月	新設
糸魚川店 (新潟県糸魚川市)	賃借	敷金・保証金および設備造作等 (売場面積 920㎡)	6,690	平成23年10月	新設
春日野道店 (神戸市中央区)	賃借	敷金・保証金および設備造作等 (売場面積 967㎡)	12,830	平成23年11月	新設

(注) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

当第3四半期会計期間に新たに計画が確定し、当第3四半期会計期間に完成したものは次のとおりであります。

事業所名	区分	内容	投資金額 (千円)	完成又は取得年月	備考
商品開発部三宮事務所 (神戸市中央区)	賃借	敷金・保証金および設備造作等 (床面積 508㎡)	17,430	平成23年9月	新設
甚目寺店 (愛知県あま市)	賃借	敷金・保証金および設備造作等 (売場面積 968㎡)	15,410	平成23年10月	新設

(注) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

当第3四半期会計期間に新たに確定した設備の新設等の計画は次のとおりであります。

事業所名	所在地	区分	予算金額 (千円)	既支払額 (千円)	今後の 所要金額 (千円)	着手 年月	完成 予定年月	売場面積 (㎡)	備考
富山婦中店	富山県富山市	賃借	7,466	1,233	6,233	平成 年月 23.10	平成 年月 23.11	953	新設
登米店	宮城県登米市	賃借	8,350	-	8,350	23.11	23.11	886	新設
呉宮原店	広島県呉市	賃借	9,785	2,500	7,285	23.9	23.12	694	新設
白河西郷店	福島県西白河郡西郷村	賃借	11,800	-	11,800	23.10	23.12	1,328	新設
浦和埼大通り店	さいたま市中央区	賃借	14,990	-	14,990	23.11	23.12	1,124	新設
いわき植田店	福島県いわき市	賃借	35,080	-	35,080	23.10	24.1	949	新設
奈良古市店	奈良県奈良市	賃借	35,000	5,000	30,000	23.10	24.2	947	新設
穂高店	長野県安曇野市	賃借	36,500	5,000	31,500	23.9	24.4	984	新設
新名護店	沖縄県名護市	賃借	16,500	5,000	11,500	23.9	24.3	826	新設
世田谷千歳台店	東京都世田谷区	賃借	38,000	5,000	33,000	23.10	24.4	434	新設
熊本大津店	熊本県菊池郡大津町	賃借	35,000	5,000	30,000	23.10	24.4	998	新設
大分大在店	大分県大分市	賃借	35,000	-	35,000	23.11	24.4	991	新設
合計			283,471	28,733	254,738			11,114	

- (注) 1 着手年月は、賃貸借契約締結月または賃貸借契約が未締結のものは工事請負契約締結月を記載しております。
2 今後の所要資金254,738千円は、自己資金により賄う予定であります。
3 予算金額の内容は、建設協力金、敷金・保証金および設備造作であります。
4 上記金額には消費税等は含まれておりません。

当第3四半期会計期間に除却した設備は次のとおりであります。

事業所名	区分	設備の内容	四半期末帳簿価額 (千円)	除却年月
宝塚店 (兵庫県宝塚市)	賃借	店舗		平成23年8月
小郡店 (福岡県小郡市)	賃借	店舗		平成23年8月
京都八幡店 (京都府八幡市)	賃借	店舗		平成23年8月

当第3四半期会計期間に新たに確定した設備の除却の計画は次のとおりであります。

事業所名	区分	設備の内容	四半期末帳簿価額 (千円)	除却予定年月
名護店 (沖縄県名護市)	賃借	店舗	2,660	平成24年3月

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	191,220,000
計	191,220,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年11月20日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年12月28日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	69,588,856	69,588,856	東京証券取引所 市場第一部 大阪証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	69,588,856	69,588,856		

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づく新株予約権の内容は、次のとおりであります。

第6回新株予約権（平成19年5月15日定時株主総会決議分）

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年11月20日)
新株予約権の数(個)	870
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	87,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	1株当たり2,159
新株予約権の行使期間	平成21年6月1日～平成26年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 2,774 資本組入額 1,387
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、または執行役であることを要する。ただし、任期満了による退任、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。</p> <p>新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>その他の行使条件は、取締役会決議に基づき新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

- (注) 1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
- 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
- また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は目的たる株式の数を調整することができるものとする。
- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げるものとする。
- $$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$
- また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は払込金額を調整することができるものとする。
- 3 組織再編成を実施する際の新株予約権の取り扱い
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、払込金額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後払込金額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権の権利行使期間
残存新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の権利行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により新株発行を行う場合において増加する資本金および資本準備金の額
組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) その他の新株予約権の行使の条件
表中「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第7回新株予約権（平成19年5月15日定時株主総会決議分）

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年11月20日)
新株予約権の数(個)	2,583
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	3
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	258,300
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	1株当たり2,159
新株予約権の行使期間	平成21年6月1日～平成26年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 2,774 資本組入額 1,387
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合は、この限りではない。</p> <p>新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>その他の行使条件は、取締役会決議に基づき新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

(注)1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は目的たる株式の数を調整することができるものとする。

2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は払込金額を調整することができるものとする。

3 組織再編成を実施する際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、払込金額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後払込金額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権の権利行使期間
残存新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の権利行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により新株発行を行う場合において増加する資本金および資本準備金の額
組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) その他の新株予約権の行使の条件
表中「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第8回新株予約権（平成20年5月13日定時株主総会決議分）

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年11月20日)
新株予約権の数(個)	427
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	42,700
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	1株当たり2,159
新株予約権の行使期間	平成22年6月1日～平成26年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 2,335 資本組入額 1,168
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合は、この限りではない。</p> <p>新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>その他の行使条件は、取締役会決議に基づき新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

(注)1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は目的たる株式の数を調整することができるものとする。

2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は払込金額を調整することができるものとする。

3 組織再編成を実施する際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、払込金額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後払込金額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権の権利行使期間
残存新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の権利行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により新株発行を行う場合において増加する資本金および資本準備金の額
組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) その他の新株予約権の行使の条件
表中「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第9回新株予約権（平成21年5月19日定時株主総会決議分）

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年11月20日)
新株予約権の数(個)	100
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	10,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	1株当たり2,159
新株予約権の行使期間	平成23年6月1日～平成26年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 2,243 資本組入額 1,122
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または執行役であることを要する。ただし、任期満了による退任その他正当な理由のある場合は、この限りではない。 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 その他の行使条件は、取締役会決議に基づき新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

- (注) 1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は目的たる株式の数を調整することができるものとする。
- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げるものとする。
調整後払込金額 = 調整前払込金額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$
また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は払込金額を調整することができるものとする。
- 3 組織再編成を実施する際の新株予約権の取り扱い
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、払込金額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後払込金額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権の権利行使期間
残存新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の権利行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により新株発行を行う場合において増加する資本金および資本準備金の額
組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) その他の新株予約権の行使の条件
表中「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第10回新株予約権（平成21年5月19日定時株主総会決議分）

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年11月20日)
新株予約権の数(個)	439
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	6
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	43,900
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	1株当たり2,159
新株予約権の行使期間	平成23年6月1日～平成26年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 2,243 資本組入額 1,122
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合は、この限りではない。 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 その他の行使条件は、取締役会決議に基づき新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

- (注) 1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は目的たる株式の数を調整することができるものとする。
- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げるものとする。
調整後払込金額 = 調整前払込金額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$
また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は払込金額を調整することができるものとする。
- 3 組織再編成を実施する際の新株予約権の取り扱い
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、払込金額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後払込金額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権の権利行使期間
残存新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の権利行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により新株発行を行う場合において増加する資本金および資本準備金の額
組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) その他の新株予約権の行使の条件
表中「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第11回新株予約権（平成22年5月18日定時株主総会決議分）

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年11月20日)
新株予約権の数(個)	40
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	4,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	1株当たり2,159
新株予約権の行使期間	平成24年6月1日～平成26年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 2,229 資本組入額 1,115
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または執行役であることを要する。ただし、任期満了による退任その他正当な理由のある場合は、この限りではない。 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 その他の行使条件は、取締役会決議に基づき新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

(注)1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は目的たる株式の数を調整することができるものとする。

2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は払込金額を調整することができるものとする。

3 組織再編成を実施する際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、払込金額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後払込金額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権の権利行使期間
残存新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の権利行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により新株発行を行う場合において増加する資本金および資本準備金の額
組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) その他の新株予約権の行使の条件
表中「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第12回新株予約権（平成22年5月18日定時株主総会決議分）

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年11月20日)
新株予約権の数(個)	433
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	3
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	43,300
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	1株当たり2,159
新株予約権の行使期間	平成24年6月1日～平成26年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 2,229 資本組入額 1,115
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合は、この限りではない。 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 その他の行使条件は、取締役会決議に基づき新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

(注)1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は目的たる株式の数を調整することができるものとする。

2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は払込金額を調整することができるものとする。

3 組織再編成を実施する際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、払込金額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後払込金額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権の権利行使期間
残存新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の権利行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により新株発行を行う場合において増加する資本金および資本準備金の額
組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) その他の新株予約権の行使の条件
表中「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第13回新株予約権（平成23年5月17日定時株主総会決議分）

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年11月20日)
新株予約権の数(個)	948
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	3
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	94,800
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	1株当たり2,159
新株予約権の行使期間	平成25年6月1日～平成26年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 2,163 資本組入額 1,082
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合は、この限りではない。 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 その他の行使条件は、取締役会決議に基づき新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

(注)1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は目的たる株式の数を調整することができるものとする。

2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は払込金額を調整することができるものとする。

3 組織再編成を実施する際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、払込金額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後払込金額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権の権利行使期間
残存新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の権利行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により新株発行を行う場合において増加する資本金および資本準備金の額
組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) その他の新株予約権の行使の条件
表中「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年8月21日 ~ 平成23年11月20日	-	69,588,856	-	2,523,031	-	2,321,155

(6) 【大株主の状況】

1. 当第3四半期会計期間において、株式会社みずほ銀行から、平成23年10月3日付で大量保有報告書（変更報告書）の提出があり、平成23年9月28日現在で次のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当第3四半期会計期間末現在における当該法人名義の実質所有株式数の確認ができません。

なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名または名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区内幸町一丁目 1番5号	1,866.2	2.68
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町1丁目 5番1号	1,624.0	2.33
みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区八重洲一丁目2 番1号	5,677.5	8.16
みずほ投信投資顧問株式会社	東京都港区三田三丁目5番27 号	195.2	0.28
計		9,363.0	13.45

2. 当第3四半期会計期間において、シティユーワ法律事務所から、平成23年10月17日付で大量保有報告書（変更報告書）の提出があり、平成23年10月7日現在で次のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当第3四半期会計期間末現在における当該法人名義の実質所有株式数の確認ができません。

なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名または名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
いちごアセットマネジメント・ インターナショナル・ビー ティーイー・リミテッド	179094 シンガポール、ハイス トリートセンター #06-08 ノースブリッジロード 1 内	7,314.9	10.51
いちごアセットマネジメント株 式会社	東京都渋谷区広尾1 1 - 31	0.1	0.00
計		7,315.0	10.51

3. 当第3四半期会計期間において、友好エステート株式会社から、平成23年11月7日付で大量保有報告書（変更報告書）の提出があり、平成23年10月31日現在で次のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当第3四半期会計期間末現在における当該法人名義の実質所有株式数の確認ができません。

なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名または名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
友好エステート株式会社	兵庫県姫路市元塩町38番地1 ロワイヤル元塩町901号	9,628.5	13.84
大村禎史	兵庫県姫路市	2,787.0	4.00
大村泰子	兵庫県姫路市	584.7	0.84
計		13,000.3	18.68

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成23年8月20日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成23年8月20日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,399,700	2,308	(注)1、2
完全議決権株式(その他)	普通株式 67,098,600	670,986	(注)1、3
単元未満株式	普通株式 90,556		
発行済株式総数	69,588,856		
総株主の議決権		673,294	

(注)1 100株につき、1個の議決権を有しております。

2 当社所有の自己株式が2,168,900株、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が所有する当社株式が230,800株含まれております。

3 証券保管振替機構名義の株式が3,300株(議決権33個)含まれております。

【自己株式等】

平成23年8月20日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)(注)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社西松屋チェーン	兵庫県姫路市飾東町庄 266番地の1	2,168,900	230,800	2,399,700	3.4
計		2,168,900	230,800	2,399,700	3.4

(注)他人名義で所有している理由等

所有理由	名義人の氏名または名称	名義人の住所
「株式給付信託(J-ESOP)」制度の信託財産として拠出	資産管理サービス信託銀行 株式会社(信託E口)	東京都中央区晴海1丁目8 12 晴海アイランド トリトンスクエア オフィス タワーZ棟

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成23年 3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
最高(円)	759	725	693	666	697	686	679	618	605
最低(円)	529	642	650	617	657	622	609	559	555

(注) 1 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

2 当該四半期累計期間における月別最高・最低株価は、毎月1日から月末までのものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

役職の異動

氏名	新役名及び職名	旧役名及び職名	異動年月日
長谷川 寿人	常務取締役 (組織開発室長兼管理本部長兼 D B 統括本部長)	常務取締役 (組織開発室長兼管理本部長)	平成23年8月11日
	常務取締役 (組織開発室長兼雑貨商品開発 本部長兼 D B 統括本部長)	常務取締役 (組織開発室長兼管理本部長兼 D B 統括本部長)	平成23年11月19日
	常務取締役 (組織開発室長兼繊維商品開発 本部長兼雑貨商品開発本部長兼 D B 統括本部長)	常務取締役 (組織開発室長兼雑貨商品開発 本部長兼 D B 統括本部長)	平成23年12月17日
仲本 豊	常務取締役 (商品開発本部長)	常務取締役 (商品開発本部長兼雑貨事業部 事業部長兼マーチャンダイズマ ネジャー)	平成23年6月10日
	常務取締役 (繊維商品開発本部長)	常務取締役 (商品開発本部長)	平成23年11月19日
	常務取締役 (調査室長)	常務取締役 (繊維商品開発本部長)	平成23年12月17日
藤田 正義	取締役 (予実績管理室長兼管理本部長 兼経理部長)	取締役 (予実績管理室長兼経理部長)	平成23年11月19日

第5 【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期会計期間(平成22年8月21日から平成22年11月20日まで)および前第3四半期累計期間(平成22年2月21日から平成22年11月20日まで)は改正前の四半期財務諸表等規則に基づき、当第3四半期会計期間(平成23年8月21日から平成23年11月20日まで)および当第3四半期累計期間(平成23年2月21日から平成23年11月20日まで)は、改正後の四半期財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期会計期間(平成22年8月21日から平成22年11月20日まで)および前第3四半期累計期間(平成22年2月21日から平成22年11月20日まで)に係る四半期財務諸表並びに当第3四半期会計期間(平成23年8月21日から平成23年11月20日まで)および当第3四半期累計期間(平成23年2月21日から平成23年11月20日まで)に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

1【四半期財務諸表】
(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第3四半期会計期間末 (平成23年11月20日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成23年2月20日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	21,198,106	22,217,364
売掛金	1,466,536	822,138
商品	20,790,864	17,214,760
未着商品	618,522	337,582
預け金	1,754,625	1,348,355
その他	2,405,892	2,201,582
流動資産合計	48,234,547	44,141,785
固定資産		
有形固定資産	6,484,719	5,913,473
無形固定資産	459,264	499,454
投資その他の資産		
建設協力金	10,932,075	11,422,123
その他	5,552,859	5,350,606
投資その他の資産合計	16,484,935	16,772,730
固定資産合計	23,428,919	23,185,658
資産合計	71,663,467	67,327,443
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	14,321,148	11,783,241
未払法人税等	1,187,206	1,748,976
賞与引当金	828,648	515,811
設備関係支払手形	322,712	649,186
その他	3,965,895	3,316,337
流動負債合計	20,625,611	18,013,553
固定負債		
退職給付引当金	365,775	339,631
役員退職慰労引当金	242,675	219,500
資産除去債務	772,795	-
その他	532,561	618,925
固定負債合計	1,913,807	1,178,057
負債合計	22,539,418	19,191,610

	当第3四半期会計期間末 (平成23年11月20日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成23年2月20日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,523,031	2,523,031
資本剰余金	2,321,506	2,321,519
利益剰余金	46,264,706	44,917,574
自己株式	2,172,683	1,872,801
株主資本合計	48,936,560	47,889,324
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	36,271	17,346
繰延ヘッジ損益	2,999	2,970
評価・換算差額等合計	39,270	20,316
新株予約権	226,758	226,191
純資産合計	49,124,048	48,135,832
負債純資産合計	71,663,467	67,327,443

(2)【四半期損益計算書】
【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自平成22年2月21日 至平成22年11月20日)	当第3四半期累計期間 (自平成23年2月21日 至平成23年11月20日)
売上高	90,267,943	91,090,225
売上原価	56,471,918	57,885,218
売上総利益	33,796,024	33,205,007
販売費及び一般管理費	1 26,501,544	1 28,023,289
営業利益	7,294,480	5,181,717
営業外収益		
受取利息	105,503	103,978
期日前決済割引料	59,519	60,656
その他	25,680	45,986
営業外収益合計	190,703	210,621
営業外費用		
支払利息	9,251	11,190
支払手数料	1,512	1,088
その他	8	34
営業外費用合計	10,772	12,313
経常利益	7,474,411	5,380,026
特別利益		
新株予約権戻入益	36,117	-
特別利益合計	36,117	-
特別損失		
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	409,088
災害損失	-	136,277
店舗閉鎖損失	22,944	24,470
有形固定資産除却損	5,085	7,395
減損損失	2,614	26,046
リース解約損	-	1,854
特別損失合計	30,644	605,133
税引前四半期純利益	7,479,884	4,774,893
法人税、住民税及び事業税	3,297,000	2,414,000
法人税等調整額	95,540	267,018
法人税等合計	3,201,459	2,146,981
四半期純利益	4,278,424	2,627,912

【第3四半期会計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期会計期間 (自平成22年8月21日 至平成22年11月20日)	当第3四半期会計期間 (自平成23年8月21日 至平成23年11月20日)
売上高	32,619,023	32,283,858
売上原価	19,734,649	20,255,634
売上総利益	12,884,373	12,028,223
販売費及び一般管理費	₁ 9,499,819	₁ 9,756,970
営業利益	3,384,553	2,271,253
営業外収益		
受取利息	38,942	34,280
期日前決済割引料	19,169	19,588
受取負担金	-	15,300
その他	5,299	7,049
営業外収益合計	63,411	76,218
営業外費用		
支払利息	3,199	3,647
その他	5	34
営業外費用合計	3,204	3,682
経常利益	3,444,760	2,343,789
特別損失		
災害損失	-	351
店舗閉鎖損失	11,132	70
有形固定資産除却損	474	-
減損損失	2,614	20,821
特別損失合計	14,221	21,242
税引前四半期純利益	3,430,538	2,322,546
法人税、住民税及び事業税	1,553,000	1,153,000
法人税等調整額	103,505	127,908
法人税等合計	1,449,494	1,025,091
四半期純利益	1,981,044	1,297,455

(3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自平成22年2月21日 至平成22年11月20日)	当第3四半期累計期間 (自平成23年2月21日 至平成23年11月20日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純利益	7,479,884	4,774,893
減価償却費	618,323	737,024
減損損失	2,614	26,046
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	409,088
災害損失	-	136,277
賞与引当金の増減額（は減少）	311,239	312,837
退職給付引当金の増減額（は減少）	35,093	26,143
役員退職慰労引当金の増減額（は減少）	21,600	23,175
受取利息及び受取配当金	113,531	114,017
支払利息	9,251	11,190
新株予約権戻入益	36,117	-
店舗閉鎖損失	22,944	24,470
売上債権の増減額（は増加）	665,373	644,397
たな卸資産の増減額（は増加）	845,195	3,916,737
仕入債務の増減額（は減少）	2,266,718	2,537,872
その他	288,059	559,166
小計	9,395,511	4,903,032
利息及び配当金の受取額	8,037	10,048
利息の支払額	9,251	11,190
災害損失の支払額	-	72,355
法人税等の支払額	4,194,388	2,940,657
営業活動によるキャッシュ・フロー	5,199,908	1,888,877
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	801,633	1,161,337
建設協力金及び敷金・保証金の差入による支出	729,614	502,608
建設協力金及び敷金・保証金の回収による収入	874,004	904,397
投資有価証券の取得による支出	65,000	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	722,244	759,547
財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出	108,048	161,641
配当金の支払額	1,286,661	1,280,780
自己株式の取得による支出	300,123	299,929
自己株式の処分による収入	57,882	33
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,636,950	1,742,317
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	2,840,713	612,988
現金及び現金同等物の期首残高	24,937,974	23,565,720
現金及び現金同等物の四半期末残高	₁ 27,778,687	₁ 22,952,732

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期累計期間 (自平成23年2月21日 至 平成23年11月20日)
会計処理基準に関する事項の変更	<p>「資産除去債務に関する会計基準」等の適用</p> <p>第1四半期会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）および「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。</p> <p>これにより、営業利益および経常利益は、それぞれ43,679千円減少し、税引前四半期純利益は452,768千円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は732,430千円であります。</p>

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第3四半期会計期間末 (平成23年11月20日)	前事業年度末 (平成23年2月20日)
1 有形固定資産減価償却累計額 9,410,470千円	1 有形固定資産減価償却累計額 8,516,905千円
2 期末日満期手形、ファクタリング対象の買掛金および未払金 期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理し、ファクタリング対象の買掛金および未払金については、支払条件日をもって決済処理しております。 なお、当第3四半期会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が当第3四半期会計期間末残高に含まれております。 支払手形及び買掛金 45,790千円	2 期末日満期手形、ファクタリング対象の買掛金および未払金 期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理し、ファクタリング対象の買掛金および未払金については、支払条件日をもって決済処理しております。 なお、当期末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形、ファクタリング対象の買掛金および未払金が当事業年度末残高に含まれております。 支払手形及び買掛金 206,201千円 流動負債「その他」未払金 23,723千円
3 ファクタリング期日前決済 仕入債務等については、ファクタリング方式により当社に対する債権者からファクタリング会社に譲渡されており、一部支払条件の期日前決済を実施しております。 当該期日前決済については、四半期財務諸表において以下の金額を当第3四半期会計期間末残高から控除して表示しております。 買掛金 14,604,215千円 流動負債「その他」未払金 1,203,659千円	3 ファクタリング期日前決済 仕入債務等については、ファクタリング方式により当社に対する債権者からファクタリング会社に譲渡されており、一部支払条件の期日前決済を実施しております。 当該期日前決済については、財務諸表において以下の金額を当事業年度末残高から控除して表示しております。 買掛金 16,351,886千円 流動負債「その他」未払金 1,388,787千円
4 偶発債務 仕入債務等のファクタリング方式による期日前決済額の内、次のとおり遡及義務を負っております。 6,700,480千円	4 偶発債務 仕入債務等のファクタリング方式による期日前決済額の内、次のとおり遡及義務を負っております。 10,696,874千円

(四半期損益計算書関係)

第3四半期累計期間

前第3四半期累計期間 (自平成22年2月21日 至平成22年11月20日)	当第3四半期累計期間 (自平成23年2月21日 至平成23年11月20日)
1 販売費及び一般管理費のうち主要な項目および金額	1 販売費及び一般管理費のうち主要な項目および金額
従業員給料 5,612,512千円	従業員給料 6,073,828千円
地代家賃 8,659,781千円	地代家賃 9,286,127千円
賞与引当金繰入額 769,758千円	賞与引当金繰入額 828,648千円
役員退職慰労引当金繰入額 21,600千円	役員退職慰労引当金繰入額 23,175千円
退職給付引当金繰入額 37,393千円	退職給付引当金繰入額 34,920千円

第3四半期会計期間

前第3四半期会計期間 (自平成22年8月21日 至平成22年11月20日)	当第3四半期会計期間 (自平成23年8月21日 至平成23年11月20日)
1 販売費及び一般管理費のうち主要な項目および金額	1 販売費及び一般管理費のうち主要な項目および金額
従業員給料 1,929,538千円	従業員給料 2,073,200千円
地代家賃 2,977,984千円	地代家賃 3,171,048千円
賞与引当金繰入額 268,110千円	賞与引当金繰入額 284,324千円
役員退職慰労引当金繰入額 7,200千円	役員退職慰労引当金繰入額 7,725千円
退職給付引当金繰入額 16,711千円	退職給付引当金繰入額 10,631千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期累計期間 (自平成22年2月21日 至平成22年11月20日)	当第3四半期累計期間 (自平成23年2月21日 至平成23年11月20日)
1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借 対照表に掲記されている科目の金額との関係	1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借 対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金及び預金勘定 26,532,962千円	現金及び預金勘定 21,198,106千円
預け金勘定 1,245,725千円	預け金勘定 1,754,625千円
現金及び現金同等物 27,778,687千円	現金及び現金同等物 22,952,732千円

(株主資本等関係)

当第3四半期会計期間末(平成23年11月20日)および当第3四半期累計期間(自平成23年2月21日至平成23年11月20日)

1. 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当第3四半期会計期間末
普通株式(株)	69,588,856

2. 自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当第3四半期会計期間末
普通株式(株)	2,399,798

(注) 当第3四半期会計期間末現在において、株式給付信託(J-ESOP)制度に基づき、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が所有する当社株式230,800株を自己株式数に含めて記載しております。

3. 新株予約権の四半期会計期間末残高等

ストック・オプションとしての新株予約権

会社名	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)	当第3四半期会計期間末残高(千円)
提出会社	-	-	226,758

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年5月17日 定時株主総会	普通株式	678,387千円	10円00銭	平成23年2月20日	平成23年5月18日	利益剰余金
平成23年9月28日 取締役会	普通株式	606,778千円	9円00銭	平成23年8月20日	平成23年11月1日	利益剰余金

(注) 配当金の総額には、株式給付信託(J-ESOP)制度に基づく資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)に対する配当金を含んでおります。

(2) 基準日が当事業年度の開始の日から当第3四半期会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

5. 株主資本の著しい変動

当社は、平成23年4月4日開催の取締役会決議により299,929千円(418,900株)の自己株式を取得しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の報告セグメントは、ベビー・子供の生活関連用品の販売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(追加情報)

第1四半期会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

(デリバティブ取引関係)

当第3四半期会計期間末(平成23年11月20日)

該当事項はありません。

なお、為替予約取引を行っておりますが、ヘッジ会計を適用しておりますので注記の対象から除いております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第3四半期会計期間末 (平成23年11月20日)	前事業年度末 (平成23年2月20日)
727.76円	708.64円

(注) 1 「1株当たり純資産額」を算定するための普通株式の自己株式数については、株式給付信託(J-ESOP)制度に基づき資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が所有する当社株式を含めております。

2 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当第3四半期会計期間末 (平成23年11月20日)	前事業年度末 (平成23年2月20日)
純資産の部の合計額(千円)	49,124,048	48,135,832
普通株式に係る純資産額(千円)	48,897,289	47,909,641
差額の主な内訳(千円) 新株予約権	226,758	226,191
普通株式の発行済株式数(株)	69,588,856	69,588,856
普通株式の自己株式数(株)	2,399,798	1,980,950
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	67,189,058	67,607,906

2. 1株当たり四半期純利益金額等

第3四半期累計期間

前第3四半期累計期間 (自平成22年2月21日 至平成22年11月20日)		当第3四半期累計期間 (自平成23年2月21日 至平成23年11月20日)	
1株当たり四半期純利益金額	63.25円	1株当たり四半期純利益金額	39.06円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	63.25円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	-円

- (注) 1 当第3四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 2 「1株当たり四半期純利益金額」および「潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額」を算定するための普通株式の期中平均自己株式数については、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）が所有する当社株式を含めております。
- 3 1株当たり四半期純利益金額および潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	前第3四半期累計期間 (自平成22年2月21日 至平成22年11月20日)	当第3四半期累計期間 (自平成23年2月21日 至平成23年11月20日)
四半期損益計算書上の四半期純利益(千円)	4,278,424	2,627,912
普通株式に係る四半期純利益(千円)	4,278,424	2,627,912
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式の期中平均株式数(株)	67,646,487	67,272,817
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に用いられた普通株式数の主な内訳(株)		
新株予約権	88	-
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	88	-
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前事業年度末から重要な変動がある場合の概要	-	-

第3 四半期会計期間

前第3 四半期会計期間 (自 平成22年 8月21日 至 平成22年11月20日)		当第3 四半期会計期間 (自 平成23年 8月21日 至 平成23年11月20日)	
1株当たり四半期純利益金額	29.30円	1株当たり四半期純利益金額	19.31円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	-円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	-円

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため記載していません。

- 「1株当たり四半期純利益金額」および「潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額」を算定するための普通株式の期中平均自己株式数については、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）が所有する当社株式を含めております。
- 1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	前第3 四半期会計期間 (自 平成22年 8月21日 至 平成22年11月20日)	当第3 四半期会計期間 (自 平成23年 8月21日 至 平成23年11月20日)
四半期損益計算書上の四半期純利益(千円)	1,981,044	1,297,455
普通株式に係る四半期純利益(千円)	1,981,044	1,297,455
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式の期中平均株式数(株)	67,608,048	67,189,058
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まなかった潜在株式について前事業年度末から重要な変動がある場合の概要	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

平成23年9月28日開催の取締役会において、平成23年8月20日現在の株主に対して、第56期の中間配当を次のとおり行うことを決議いたしました。

中間配当金総額 606,778千円

1株当たりの額 9円00銭

支払請求の効力発生日および
支払開始日 平成23年11月1日

(注) 平成23年8月20日現在の株主名簿に記載された株主に対し、支払いを行います。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年12月24日

株式会社西松屋チェーン
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 新 免 和 久 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 多 田 滋 和 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社西松屋チェーンの平成22年2月21日から平成23年2月20日までの第55期事業年度の第3四半期会計期間(平成22年8月21日から平成22年11月20日まで)及び第3四半期累計期間(平成22年2月21日から平成22年11月20日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社西松屋チェーンの平成22年11月20日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績並びに第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年12月27日

株式会社西松屋チェーン
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 片岡茂彦 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中田明 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社西松屋チェーンの平成23年2月21日から平成24年2月20日までの第56期事業年度の第3四半期会計期間（平成23年8月21日から平成23年11月20日まで）及び第3四半期累計期間（平成23年2月21日から平成23年11月20日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社西松屋チェーンの平成23年11月20日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績並びに第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。